

宮崎県における令和7年国勢調査広報業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、「宮崎県における令和7年国勢調査広報業務」の業務委託について、企画提案を募り、本業務を実施する候補者を選定することに関して必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県における令和7年国勢調査広報業務委託仕様書による。

3 契約上限額

9,460,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1)「物品の買入れ等の契約に関する競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）」第2条に規定する入札参加資格を有する者。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者と見なす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|------------------|
| (1) 公告 | 令和7年4月21日（月） |
| (2) 質問書の締切 | 令和7年5月9日（金）午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和7年5月9日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和7年5月20日（火）午後5時 |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和7年5月22日（木）予定 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和7年5月27日（火）予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙4）を提出すること。参加申込後、都合により辞退する場合には辞退届（別紙5）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和7年5月9日（金）午後5時まで

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

(2) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画提案書（原本1部、写し8部）

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判、両面印刷を原則（一部A3判を折り曲げて可）とし、ページ番号を挿入する。
- ・企画提案書は、「宮崎県における令和7年国勢調査広報業務委託仕様書」を基に作成すること。
- ・全体スケジュール及び実施体制を記載すること。
- ・過去に国や地方公共団体等から同種又は類似の業務の受託実績がある場合はその内容を記載すること。

イ 提案者の概要が分かる資料（9部）

- ・提案者の概要が記載されていること。（既存の会社概要等の提出又は企画提案書への記載に代えることも可とする。）

ウ 見積書（原本1部、写し8部）

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野 俊嗣」とする。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

エ 誓約書（1部）

- ・別紙6により提出すること

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和7年5月22日（木）午前10時から

場 所：宮崎県庁附属棟306号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式（集合方式）

- ① プレゼンテーションは、1 者あたり説明 20 分、質疑 15 分 計 35 分
 - ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。
- (4) 質問等
企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙 7）を提出すること。
- ① 提出先
下記 1 2 を参照
 - ② 提出期限
令和 7 年 5 月 9 日（金）午後 5 時
 - ③ 提出方法
電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
 - ④ 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）
- (5) 審査項目
審査基準書（別紙 8）により総合的に審査の上、評価を行う。
- (6) 選定方法
複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した 1 者を受託候補者として選定する。
- (7) 審査の通知
令和 7 年 5 月 2 7 日（火）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。
- (8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。
- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
 - ② 提案書を期限までに提出しないとき
 - ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
 - ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
 - ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
 - ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき
- (9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託契約書を作成することがある。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

11 その他

- （１）この業務に関する成果物の著作権等は全て宮崎県に帰属するものとする。
- （２）企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- （３）提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

- （１）住 所 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号
- （２）担 当 宮崎県総合政策部統計調査課産業統計担当（担当 外山、中平）
- （３）連絡先 電話番号 0 9 8 5 - 3 2 - 4 4 5 1
ファックス番号 0 9 8 5 - 2 9 - 0 5 3 4
メールアドレス tokeichosa@pref.miyazaki.lg.jp